北海道保険医新聞

発行所・北海道保険医会
〒060-0042
札幌市中央区大通西６丁目
北海道医師会館３Ｆ
TEL.(011)231-6281
FAX.(011)231-6283
編集発行人 加藤 康夫
●毎月５・20日発行
●定価１部〒共120円
●郵便振替 02790-3-20354
(会員の購読料は、会費に含まれています。)
Eメール info@h-hokenikai.com
本会のホームページアドレス
http://h-hokenikai.com/
是非ご覧ください

—主な目次—

2面…●解説「インボイス制度の概要と影響」
●時論「コロナに負けない医療体制と医業経営を」
3面…●会員訪問 ●読後感
●「学校病医療費援助事業」の実施について
4面…●歯科保険診療研究

今次歯科診療報酬改定
改定の特徴と今後に向けて

歯科での診療報酬本体の改定率は、0・29%(約90億円)という低さであった。基本診療料における医科・歯科間の格差是正や技術料の抜本的な点数引き上げが、また先送りされた形である。

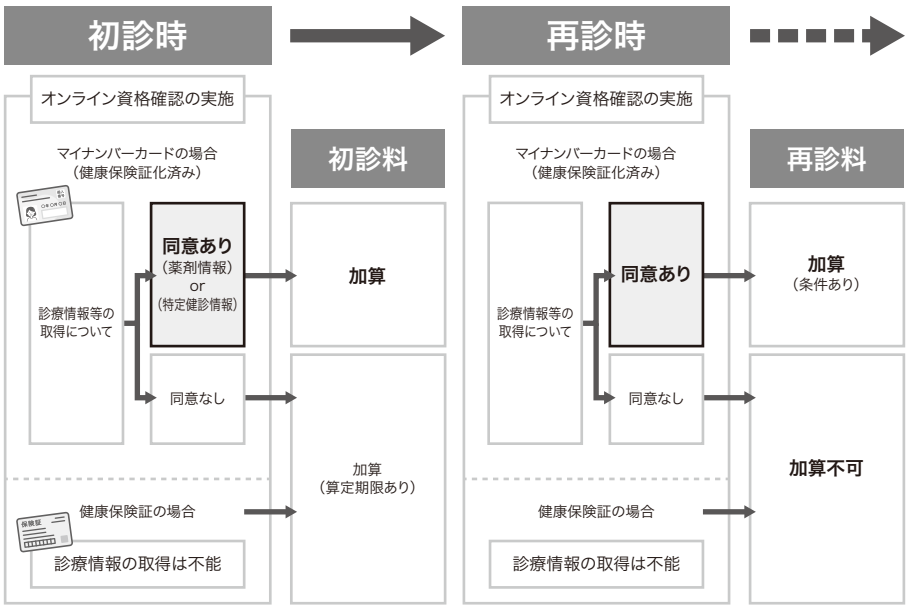

医療機関に求められる施設基準(届出不要)
・オンライン請求
・オンライン資格確認の体制(要院内掲示)

図 電子的保健医療情報活用加算の流れ(概略)

基本診療料における感染予防対策

歯科医療が、様々な疾患や新型コロナウイルス感染症など新興感染症の重症化予防に有効であることが証明されているにもかかわらず、それを担う医療機関の院内感染防止対策費用は、充分に補てんされているとは言えない。その上財源の原資がP基処の廃止・包括によるところで、全く評価できない。

かかりつけ歯科医機能の評価

か強診の施設基準では、歯周病治療関連の実績要件にP重防の実施回数が算入可能となり、選択項目で老健施設などへの定期的な歯科健診の実施が項目として追加されたが、歯科衛生士の配置要件の問題はそのままである。また一物二価であったSPT(Ⅰ)とSPT(Ⅱ)が統合され、算定要件が整理された。しかし機能評価のあり方に改定前と同様の不明瞭な点が残った。

歯科技工問題

厚労省は、歯科技工士の養成・確保や業務のあり方に係る検討会をここ数年間開催したが、今次改定においても技工関連点数の引き上げに反映されていない。進学率、就職率の低下や離職率の高さをみた場合、給与を含めた待遇改善のための施策がみられず、現状の技術料評価の決定プロセスが曖昧なもとでは、院内技工士など新たな雇用の増加は期待できない。

歯科医療において補綴治療は歯科医師と歯科技工士との協働により成り立っており、厳しい労働環境や医院経営の逼迫は、歯科医師と歯科技工士共通の大きな問題である。

金パラ問題

本会はもとより各協会と協力しながら、「金パラ『逆ザヤ』シミュレータ」による実勢価格調査や会員署名を継続的に厚労省要請してきた保団連要求が実を結んだ結果であり、「逆ザヤ」解消に向けた一歩となった。だが原油の高騰や投機的な動きとともに、ロシアによるウクライナ侵攻で金パラの市場価格は急騰し、現行制度の枠内では、このような異常事態に対応できないことが明らかとなった。抜本的な制度改善と医療機関の逆ザヤによる負債分の補てん、メタルフリー材料の開発、保険適用範囲の拡大などが早期に求められる。

マイナンバー制度関連

基本診療料に加算できる電子的保健医療情報活用加算が新設された図。各医療機関がレセプトのオンライン請求を行い、顔認証付きカードリーダーを設置しオンライン資格確認体制を整え、その旨を見えやすい場所に院内提示することが要件で、届け出は不要である。

マイナンバーカードや診療情報等取得の同意の有無で、同一の治療内容にもかかわらず患者負担が変わるという一物二価が起こり、利便性を謳う一方で医療費負担が増えることは周知されていない。

◇◇◇

一般社会では、生活の様々な場面で個人情報の漏洩に警戒が強まっている。そのような中で、国は安易な利便性を強調したマイナンバーカードの普及拡大や、診療報酬増をみせかけに医療機関でのオンライン資格確認等システム導入を進めようとしている。医療に求められるのは、安心な暮らしを支えるための医療であり、紐付けによる公金受取口座取得や預貯金口座の管理取得などの個人情報の収集ではない。

本会歯科部は、金パラ逆ザヤの解消、医療技術の適正評価と歯科医療費の総枠拡大を求めて今後も活動を進めていく。

医療機関も対象になります

経済産業省(中小企業庁) 事業復活支援金
コロナの影響を受けた事業の継続・回復

給付対象
①:新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化により大きな影響を受けていること。
②:2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少していること。

給付額 基準期間の売上高－対象月の売上高×5カ月分

〈給付上限額〉

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円	年間売上高5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

給付額計算式 ＝ 基準期間の売上高 ― 対象月の売上高 × 5

基準期間
「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月<基準月>を含む期間であること)
対 象 月:2021年11月～2022年3月のいずれかの月
申請方法:専用WEBサイトにてアカウントを作成後、対象施設にて事前確認を行い、申請する。
詳しくはWebサイト(右のQRコードからアクセスできます)をご確認ください

申込締切 2022年5月31日(火)まで

問い合わせ先 0120-789-140(8:30～19:00 土日祝日含む全日対応)

一般社団法人　北海道保険医会
第10回　代議員総会のご案内
日時 5月28日(土) 午後5時から　日時 札幌ビューホテル大通公園
参加ご希望の会員の先生は事務局までお知らせください

千里眼

国が普及に躍起なマイナンバーカード、交付率は50%にも届かず伸び悩んでいる。普及向上や消費の喚起を狙い、国は1月からカード所有者に現金のように使えるマイナポイント付与の第2弾を始めている▼日本年金機構の個人情報流出問題などを踏まえると、国の情報管理が万全かは疑問が残る。保険証や身分証として使用する場合、他人に見せる機会が増え、悪用の可能性も否めない。カードの取得者サイト「マイナポータル」の暗証番号が洩れた場合、自分の所得・処方薬の情報などが流出する可能性がある▼国はマイナンバーやカードの便利さを強調するが、それほど実感が湧かない人が多いのも事実だ。国は「コンビニで住民票の写しが取れる」とPRするが、道内で対応可能なのは30市町にも満たない。生活の役に立ち、安全に個人情報が管理されると思えない限りカードを作る人は増えないのではないか▼マイナポイント第1弾は2020年9月から21年12月まで最大5千円分、第2弾は最大2万円分のポイント付与だが、自分の情報を「売る値段」と考えるとあまりにも安過ぎだ。(龍)

解説

インボイス制度の概要と影響 医療機関の対応は

2016年の税制改正で創設されたインボイス制度が、2023年10月から施行予定となっている。インボイス制度の概要と医療機関に与える影響を概説する。

インボイス制度とは

日本では消費税10％への増税に伴い、食料品など一部の品目は「軽減税率」として8％に据え置かれた。複数の税率が平行して運用されている状態のため、売手が買手に正確な適用税率を伝えることが求められている。

これまでの請求書では、複数税率により正確な取引内容が把握できなくなったことから、インボイス制度導入に向けた準備として段階的に記載事項が追加されている 表1。

インボイスとは請求書に指定された事項が記載された請求書や領収書などの「適格請求書」を指し、インボイス制度は、「適格請求書」を発行・保存しておく制度である 図。

インボイスは事前に納税地を所轄する税務署長に申請し、登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）のみが発行できる。課税売上が1000万円以下のいわゆる「免税事業者」も申請が可能だが、課税事業者に変更となるため消費税の計算・納付に注意が必要となる。

医療機関に与える影響

医療機関で行われる保険診療は消費税がかからないが、自費診療等については消費税が課税される。インボイス制度が導入されることにより、医療機関にどのような影響を与えるのか整理する 表2。

課税売上5000万円超：原則課税となるため、仕入れ先がインボイス発行事業者か否かが大きく関係する。

例えば矯正歯科などでは、歯科技工所が発行事業所かによって納付する消費税の額が異なる。

課税売上1000万円超5000万円以下：簡易課税適用事業者を選択している医療機関では消費税の仕入額控除については「みなし仕入れ率」を適用するため仕入れ先がインボイス発行事業者か否かは関係ない。

課税売上1000万円以下：課税売上が1000万円以下のいわゆる免税事業者の場合、消費税の納付は生じないため基本的にはインボイス制度の影響はない。

しかし、免税事業者であっても、インボイス制度と完全に無関係とは言えず、影響を受けるケースがある。例えば原則課税で消費税を申告している事業者（企業など）の従業員の健診や予防接種を行い、事業者から健診費用の本体価格と消費税を受け取る場合などが該当する。

医療機関がインボイス発行事業者であれば、相手（企業など）は消費税を仕入額控除できるが、発行事業者ではない場合は仕入額控除ができないため、医療機関にインボイス発行事業者になることを求めてくる可能性がある。これを断ると値下げの要求や発行事業者の医療機関へ健診を移行するといったことも考えられる。

導入後の経過措置

インボイス制度導入後は、免税事業者などのインボイス発行事業者以外から行った課税仕入れにかかる消費税額を控除することはできないが、経過措置として2023年10月1日から2026年9月30日までは仕入額相当額の80％を、2026年10月から2029年9月30日までは50％を仕入額とみなして控除できる。

◇◇◇

国はインボイス制度の導入を推進しているが、医療機関で対応する場合には、設備投資や事務手続きなどの労力・費用が予想される。インボイス発行準備については、要否を含め経営状況にあわせてご検討いただきたい。

表1 記載事項などの違い

	請求書等保存方式（～2019年9月）	区分記載請求書等保存方式（2019年10月～）	適格請求書等保存方式（2023年10月～）
仕入額控除を受けるための要件	帳簿及び請求書等の保存 ※免税事業者からの仕入額控除可	帳簿及び区分記載請求書等の保存 ※免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存 ※免税事業者からの仕入税額控除不可（経過措置あり）
発行義務	交付義務なし ※免税事業者も発行可	交付義務なし ※免税事業者も発行可	交付義務あり ※免税事業者は発行不可
請求書等の記載事項	・発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額（税込） ・受領者の氏名又は名称	左記に加え、 ①軽減税率対象品目である旨 ②税率ごとの合計額（税込）	左記に加えて ①税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込） ②書類の作成者（適格請求書発行事業者）の登録番号 ③税率ごとの消費税額及び適用税率

表2 インボイス制度の医療機関への影響

A 医院が消費税の課税事業者（企業等）から支払を受ける場合 ※健診や予防接種等で、消費税「原則課税」の企業等から支払を受ける場合	B 医院が消費税の課税事業者に支払をする場合
①医院が免税事業者の場合（課税売上高1000万円以下）	①医院が免税事業者の場合（課税売上高1000万円以下）
⇒インボイスを発行できないため、相手（企業などの事業者）は消費税相当分の仕入額控除が出来ず、値引きを求められたり、委託先を変更する可能性がある。医院が自主的に課税事業者となり、インボイスを発行することを企業から求められる場合がある	⇒消費税の申告・納税は生じないため、影響はない
	②医院が課税事業者の場合
	（1）簡易課税を選択している場合（課税売上高5000万円以下）
	⇒納付すべき消費税の計算は「みなし仕入れ率」を用いるため、支払先がインボイス発行事業者か否かは消費税の納税額に影響しない
②医院が課税事業者の場合	（2）原則課税の場合
⇒インボイス発行事業者にならないと、インボイスを発行できないため、相手（企業などの事業者）は消費税相当分の仕入額控除が出来ず、値引きを求められたり、委託先を変更する可能性がある	⇒支払先がインボイス発行事業者ではない場合、支払った消費税相当額の仕入税額控除が出来ず、医院の消費税納税額が増える

出典：保険医の経営と税務（保団連発行）

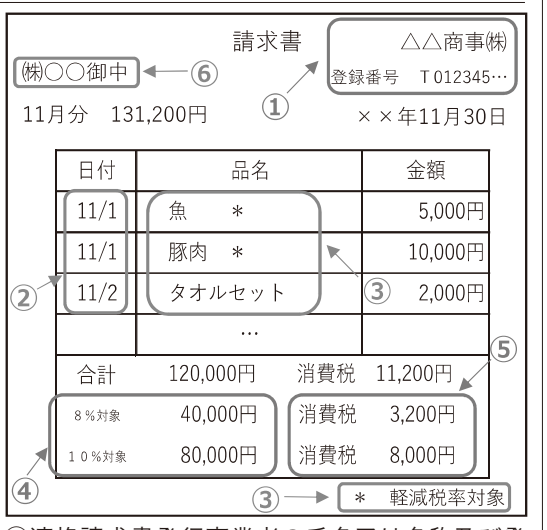

①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②取引年月日
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率
⑤税率ごとに区分した消費税額等
⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

図 適格請求書の例（国税庁資料をもとに作成）

時論

コロナに負けない 医療体制と医業経営を

本会は第10回代議員総会を5月28日に開催し、今年度の活動方針を提案、協議する。新型コロナウイルス感染拡大から2年あまり経過したが、感染拡大の波は繰り返され一向に収束は見込めない状況だ。この1年の間、一般診療所も発熱外来の設置やワクチン接種事業への協力など、コロナ対応に大きな役割を果たしてきた。一方で、受診抑制による減収や人員確保など困難な状態は続いている。こうした状況を踏まえ、活動方針では主に以下の取り組みを示すこととした。

コロナ禍で国民が生活不安を抱える中、政府は法改正した「後期高齢者の2割負担化」を10月から実施に踏み切る構えだ。当面の重要課題として、保団連及び全国の保険医協会が進める、10月実施中止を求める署名活動などに本会も積極的に取り組み、延期・撤回に繋げたい。際限ない負担増に歯止めをかけるため、会員諸氏の協力を是非お願いしたい。

今次の診療報酬改定は5期連続マイナスと、コロナ禍でダメージを受けた医業経営を改善させるものにはならなかった。しかも、オンライン診療の緩和・拡大、リフィル処方の導入といった、政府の目論む政策が一挙に具体化された。医学管理の脆弱化を招き、重症化のリスクを増大させる仕組みを安易に拡大させないよう強く弊害を訴えていきたい。

歯科関連では金銀パラジウム合金が高騰し、告示価格を大きく上回る「逆ザヤ」問題が解消されず、さらにウクライナ情勢も相俟って事態は深刻化している。歯科医療の根幹に関わる問題であり、市場価格が即時に反映される制度の改善と代替材料の早期保険適用を求め運動する。

最後に、コロナ対策は今後も長期化が見込まれており、医療機関の経営体力が地域医療を守る上で課題となる。国・自治体に向け各種の支援要請を引き続き働きかけたい。強固な医療提供体制の整備と安定した医業経営の転換が図られ、コロナに負けない年とするべく会員の支援・協力を頂きながら活動を進めていく。

お知らせ

「学校病 医療費援助事業」の実施について

学校保健安全法に基づき行われている「学校病治療に係る医療費援助事業」が昨年度と同様に今年度も実施されています。

対象者は、要保護または準要保護として認定された児童・生徒で、受診時には各市町村が令和4年度（2022年）に発行した「学校病医療券」の持参が必要です。

学校病の対象疾患及び治療範囲は表の通りです。

① トラコーマ及び結膜炎
② 白癬、疥癬及び膿痂疹
③ 中耳炎
④ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
⑤ う歯
⑥ 寄生虫病（虫卵保有を含む）

表 対象疾患および治療範囲

援助の対象となる費用の範囲は、原則として令和4年度（2022年）の「学校病医療券」を持参した日以降の、診療、薬剤、治療材料、処置、手術、検査料、入院料（入院時食事療養費を含む）、注射料、薬剤の容器代等が対象となります。

医療券を持参せずに行った診療や、保険外診療に係る医療費等は、患者の自己負担となりますので、ご留意ください。

請求方法等ご不明な点は各学校または学校を管轄する市町村教育委員会へお問い合わせください。

会員訪問 135

自分にできることを着実に

田端　晋太郎 先生

さっぽろ白石本郷通り歯科　札幌市・白石区

略歴

大阪出身。北海道医療大学卒業。あいの里の北海道医療大学病院に10年勤務。函館や釧路、日高など道内で勤務後、さっぽろ白石本郷通り歯科を開業。

―本会に入会した理由は

保険診療の定期的な規則の改定など、最新の情報を得られるからです。友人や先輩の話はデタラメなことも多く、助かっています。

―開業の動機・目的について

50歳になった時のことを想像してみると、雇われていることが不安になり、それならばと自分自身で様々なことを決定できる環境を考えて開業を決意しました。

―開業後苦労したことや嬉しかったことは

今までは診療・治療をして帰宅するという毎日でしたが、レセプトをはじめ、業者さんとのやりとりやお金の管理、院内の掃除、安全管理など管理者としてやること、決めることが多くて苦労しています。嬉しかったことは、スタッフさん同士が仲良く勤務してくれていることです。

―診療で心がけていることは

知らないことや手に余ると予測できる処置を無理に行わず、専門医に相談・紹介するというお話を患者さんによくさせていただいております。小児の咬合誘導や難しい埋伏抜歯などはそれにあたります。

現在の自分にできることを着実に行い、日々勉強することを心がけています。

―どのような医院を目指していますか

スタッフさんが少しでも長く勤めたいと思えるような医院にしたいです。スタッフさんの顔が変わらないことは患者さんの安心に繋がると考えます。

―ご家族を紹介いただけますか

妻とチワワとマルチーズの4人家族です。

―ご趣味は

最近は行けていませんが定山渓や登別、湯の川など温泉旅行が好きです。

―後の目標について

まだまだ駆け出しなので、あまり大それたことは想像できませんが、近い目標としては、まずは4台目のユニットを増設できればと思います。日々の目標としては保険・保険外治療の隔たりなくラバーダムや義歯のシリコン印象は継続していきたいです。

―保険医会への要望や期待

申し込んだ書籍などの到着が迅速で大変助かっております。定期情報誌やメールでの動画案内など、今後もよろしくお願いします。

―ありがとうございました。今後も地域の患者さんのお口の健康を支えるためにも、ぜひご活躍いただきたいです。

（聞き手　事務局田中）

読後感

ザ・ソウル・オブ　くず屋
SDGsを実現する仕事

東龍夫著
コモンズ社

私たちの多くはゴミの分別はもちろんやっているし、買い物にはマイバッグを持参。ペットボトル飲料も極力買わないようにして、エコな生活をしているはず…。

札幌でリサイクル業を営む筆者が『リサイクル』は本当に環境にやさしいことなのだろうか？」という切り口で、「くず屋」という仕事を通して現代社会の実情と矛盾を語る。

分別して収集されたゴミは必ずしも100％望ましい在り方でリサイクルされていないことがわかり、ショックを受けた。食料とエネルギーの地域自給による循環型経済を作り出すことが平和へ寄与するという著者の考えに共感し、次世代を担う子ども達のためにもさあやってみよう、という気持ちが湧いてくる1冊であった。（K・O）

新点数書籍のご案内

歯科

歯科保険診療の研究
4,000円（税込・送料別）
※本号同封

医科

新点数運用Q&A レセプトの記載
1,000円（税込・送料別）
※本会新聞4月20日号同封（開業会員）

歯科

2022年改定の要点と解説
2,000円（税込・送料別）

医科

保険診療便覧
3,000円（税込・送料別）
※本号同封（開業会員）

●お問合せは本会事務局まで ☎011-231-6281

歯科部だより

第1回歯科部担当理事会（4月13日）

〈主な協議・検討事項〉

①2022年度歯科部関連事業の具体化について

・2022年度開催事業の検討を行った。届出等に関する研修会については講師と日程を調整する。

②その他

・（5／5号）「歯科保険診療研究」原稿の確認

※次回第2回歯科部担当理事会…5月11日（水）午後7時

＼＼ さらに給付が手厚くなってもっと頼りになる制度に！ ／／

保険医休業保障共済保険

加入日 2022年8月1日
お申込み締切日 5月25日

掛金は据え置きなのに

入院は1日目から給付！ 自宅療養の免責は3日に短縮！
※どちらも2022年8月1日より適用

掛金は満期までずっと上がりません。しかも！ 掛け捨てではありません。
※加入後3年以上の場合

保険医休業保障共済保険では「新型コロナウイルス感染症〈疑い含む〉（以下、コロナ）」による休業も給付対象です。

本制度で給付を受けるためには完全に業務を休むこと、医療機関を受診し所定の医療証明書を提出することが要件となっています。そのため、コロナの濃厚接触者（PCR検査陰性）となったことによる休業に関してもPCR検査および保健所の指示のみでの休業は給付対象外となります。給付を受けるためには必ず休業期間中に医療機関に受診（※）し、所定の医療証明書を提出していただく必要がありますのでご注意ください。
※コロナ〈疑い含む〉による休業については電話・オンラインによる受診を含みます。

お申し込み・お問合せは事務局まで TEL 011-231-6281

歯科 保険診療研究

診療報酬改定に伴う レセプト・カルテ記載等の変更点

今期の改定において追加、変更された「略称」・「レセプト記載」「カルテ記載」を以下に記載いたします。緊急金パラ改定に関してもご確認ください。

1、略称

項　目	略　称
・電子的保健医療情報活用加算（初診）	**初電**
・電子的保健医療情報活用加算（再診）	**再電**
・総合医療管理加算	**総医**
・連携強化診療情報提供料	**連情**
・通信画像情報活用加算	**ICT加算**
・口腔細菌定量検査	**口菌検**
・Ni―Ti ロータリーファイル加算	**NRF**
・歯肉弁根尖側移動術	**APF**
・歯肉弁歯冠側移動術	**CPF**
・歯肉弁側方移動術	**LPF**
・遊離歯肉移植術	**FGG**
・根面板	**RC**
・CAD/CAM インレー	**CADIn**
・磁石構造体	**マグ**
・キーパー付き根面板	**RCK**

2、レセプト記載関係

「傷病名部位」欄

- 初期の根面う蝕に罹患している患者の病名は「初期の根面う蝕」又は「根Ｃ」と記載し、処置を行った部位を記載する。
- 口腔細菌定量検査は、「傷病名部位」欄に歯式を記載し、「口腔バイオフィルム感染症」と記載する。ただし、無歯顎患者等の場合であって、口腔細菌定量検査に基づくスケーリングを実施する予定のない場合に関しては、歯式の記載は不要とする。
- 抜歯手術の「注3」の算定に当たり、病名は「完全埋伏歯」、「水平埋伏智歯」、「CRT」又は「HIT」と記載する。※注3―埋伏歯

「摘要」欄

- 電子的保健医療情報活用加算を算定した場合―初電、再電
- 口腔細菌定量検査を算定した場合―口菌検
- 歯科疾患管理料注11 総合医療管理加算
  主病に係る治療を行っている紹介元保険医療機関名を記載すること。
  830100335 総合医療管理加算紹介元保険医療機関名；******
- 有床義歯咀嚼機能検査
  （新製有床義歯装着日より後に算定する場合）
  新製有床義歯装着日より前に行った有床義歯咀嚼機能検査を算定した年月及び新製有床義歯等を装着した年月を記載すること。
  850100329 新製有床義歯等装着年月；（元号）yy"年"mm"月"
  有床義歯咀嚼機能検査1（咀嚼能力測定のみ実施）年月；（元号）yy"年"mm"月"
  有床義歯咀嚼機能検査2（咬合圧測定のみ実施）年月；（元号）yy"年"mm"月"
  →改定前は、新製有床義歯装着日より前に行った有床義歯咀嚼機能検査「1 下顎運動測定と咀嚼力測定を合わせて行う場合」を算定した年月及び新製有床義歯等を装着した年月を記載すること。
- 咬合調整
  「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第8部Ｉ000-2 咬合調整の(1)のイからホまでのいずれに該当するかを記載すること。
  820100910 イ 一次性咬合性外傷の場合、820100911 ロ 二次性咬合性外傷の場合、820100912 ハ 歯冠形態修正の場合、820100913 ニ レスト製作の場合、820100914 ホ 第13部 歯科矯正に伴うディスキングの場合
  →改定前は、「咬合調整その他理由・・・」として、その他の理由による場合は、理由を具体的に記載して算定できたが、削除になった。
- 機械的歯面清掃処置
  前回実施年月（初回である場合は初回である旨）を記載すること。
  850100346 歯清前回実施年月；（元号）yy"年"mm"月"、820190346 初回（歯清）
- フッ化物歯面塗布処置
  前回実施年月（初回である場合は初回である旨）を記載すること。
  850100347 Ｆ局前回実施年月；（元号）yy"年"mm"月"、820190347 初回（Ｆ局）

3、施設基準届出に関する事務手続きと一部カルテ記載の簡素化

（1）施設基準届出に係る事務手続きの簡素化

施設基準の届出において、届出書添付書類の記載欄に、修了した研修の記載をすることで、これまで添付が求められていた研修の修了証の写しなどの文書は原則として添付不要となった。なお、届出書添付書類に記載できない場合や、個別に修了証の写しが求められる施設基準については、従来どおり修了証の写しを添付する必要がある。

（2）カルテ記載の一部簡素化

診療録記載についても、下表の項目で要件が一部簡素化された。

項　目	記載が不要になった事項
歯科口腔リハビリテーション料1	「1 有床義歯の場合」、「2 舌接触補助床の場合」および「3 その他の場合」における調整方法
周術期等専門的口腔衛生処置2	使用した特定保険医療材料名
歯冠修復および欠損補綴 通則8 歯科診療特別対応加算※	加算を算定した日の患者の治療時の状態
歯冠修復および欠損補綴 通則15未来院請求（有床義歯製作中）	診療録より装着物の種類が明らかである場合の装着物の種類
歯冠修復および欠損補綴 通則16 未来院請求	診療録より装着物の種類が明らかである場合の装着物の種類
有床義歯	小児義歯算定時の義歯の装着年月日および装着部位
有床義歯修理　歯科技工加算1、2	修理を担当する技工士名
有床義歯内面適合法　歯科技工加算1、2	修理を担当する技工士名

※ 歯科診療特別対応加算および、「処置」、「手術」等における同加算を算定した場合に患者の状態を記載する取扱いに変更はない。

4、その他　疑義解釈　その3

【咬合調整】

問1　令和4年3月31 日以前に旧歯科点数表における区分番号「I000－2」咬合調整の留意事項通知（1）のイからホまでのいずれかに該当し、当該処置を算定していた患者について、同年4月1日以降に引き続き当該処置を算定する場合は、どのように考えればよいか。

答　令和4年3月31日以前の算定状況にかかわらず、同年4月1日以降は、改めて改定後の留意事項通知（1）のイからホまでに応じて算定してよい。

金パラ緊急改定を実施　5月診療分から3、413円に

4月13日の中医協総会で、ウクライナ情勢を受けた金パラの高騰への対応として、5月に歯科用貴金属の緊急改定を実施することが決められました。

金パラの告示価格は4月改定での3、149円から、3、413円になります。

なお、4月からの随時改定制度改善により、7月には必ず次回の改定が行われることになっていました。5月に緊急改定が行われますが、その後7月の随時改定も予定通り実施されます。

金パラ点数一覧 増減点数		現行点数 （2022.4）	新点数 （2022.5）	増減点数
インレー単純	前歯・小臼歯	448	469	21
	大臼歯	569	600	31
インレー複雑	前歯・小臼歯	796	839	43
	大臼歯	984	1043	59
4分の3冠	前歯	1003	1056	53
5分の4冠	小臼歯	943	996	53
	大臼歯	1191	1265	74
FMC	小臼歯	1248	1314	66
	大臼歯	1562	1655	93
前装金属冠	前歯・小臼歯	2162	2245	83
ポンティック	鋳造・大臼歯	1710	1817	107
	鋳造・小臼歯	1395	1476	81
	前装・前歯	1947	2011	64
	前装・小臼歯	1595	1676	81
	前装・大臼歯	1770	1877	107
双子鉤	大大・大小	1275	1361	86
	犬小・小小	1053	1120	67
	大臼歯	935	994	59
二腕鉤	小臼・犬歯	844	895	51
	前歯	800	847	47
根面板	前歯・小臼歯	448	469	21
	大臼歯	569	600	31
キーパー付き根面板	前歯・小臼歯	1095	1138	43
	大臼歯	1283	1342	59
鋳造バー		2094	2231	137

※詳しくはHPにて追補版をご確認ください